

応募要領

1. 公募件名

デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供
—令和4年度募集—

2. 事業概要

政府は、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討を加え、令和2年12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）を閣議決定した。

その後、この方針等を踏まえ、デジタル改革関連法案が本年2月9日に閣議決定され、国会審議を経て成立した。

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

また、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策として、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるクラウドサービスを整備することとされている。

(1) スマホ JPKI

スマホ JPKI においては、新型コロナウイルス感染症対策の経験等を踏まえ、目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿を、2025年（令和7年）までに達成するために必要な取組方針が示されており、取り組み課題の一環である「マイナンバーカードの機能強化」の中でマイナンバーカードの利便性向上に向けて、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載が提言され、2021年度（令和3年度）末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度（令和4年度）中の実現を目指すことが示された。

実現に向けた課題を解決すべく、技術・運用面での課題及び必要な検証項目の洗い出し、実現性の検証を実施するためのクラウドサービス及び関連サービスについて提供する。

提供するクラウドサービスは、外部からの不正アクセスや意図しない情報漏洩を未然に防止できるよう、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度である ISMAP に登録されたクラウドサービスを条件とするとともに「別紙 1_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

(2) その他調査研究等

デジタル庁において実施する、デジタル連携基盤の構築やデータ分析基盤の構築のための各種調査研究に向けたクラウド環境を提供する。

クラウドサービスに求める要件は、(1)と同様の要件を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

本件は、上記(1)、(2)を実施するために、その基盤となるクラウドサービスの提供を公募するものである。

3. 公募期間

令和4年9月12日(月曜日)から令和4年9月26日(月曜日)
17時まで以下記提出先必着分に限る。

4. 業務形態

クラウドサービスの提供

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) デジタル庁における入札制限等に関する規程(令和3年9月1日会計担当参事官決定)に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者(入札制限の適用を除外された者を含む。)であること。(※本規程の適用は、予定価格が10万SDR以上の調達案件が対象。)

(6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 公募対象

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 I SMAP (イスマップ) に登録されているクラウドサービスのうち、調達仕様書に添付されている「別紙1_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを運営する事業者。

なお、本公募においては、複数の事業者による共同提案は認めない。

7. 応募方法等

(1) 提案書の作成

- ・ 応募しようとする事業者は、別添の「デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供」調達仕様書を熟読の上、以下のとおり提案書を提出するものとする。
- ・ 提案書は、調達仕様書に添付されている「別紙1_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」に記載されている要件を満たすことを証する書類を作成すること。
- ・ 提案書等の作成費用は試算結果にかかわらず提案者の負担とする。
- ・ 提案書は日本語で作成すること。
- ・ 提案書等については、電子媒体 (CD-R 等) 1 部提出すること。なお、電子媒体の保存形式は、Word、Excel、PowerPoint のいずれかとし、PDF 形式での保存は不可とする。

(2) 個別契約書 (約款等含む) の提出

- ・ 応募しようとする事業者は、提供するクラウドサービスに係る個別契約書 (約款等含む) の雛形を提出すること。

(3) 全省庁統一資格の提出

- ・ 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の写しを電子媒体 (PDF 形式) にて提出すること。

(4) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理しないものとする。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。

提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とする。

8. 提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書を電子媒体にて作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて提出すること。

- (1) 提出期限：令和4年9月26日（月）17時必着
- (2) 提出先：「デジタル庁省庁業務サービスGクラウドチーム宛」
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19階
電話：03-6872-6196
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ
デジタル庁省庁業務サービスGクラウドチーム 山海
電話：03-6872-6196

9. 委託先の選定

(1) 審査の方法

提出された提案書について、デジタル庁省庁業務サービスGクラウドチームが要求する要件を満たしているか審査します。

審査に当たっては、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等を依頼する場合があります。

(2) 審査結果の公表及び通知

審査の結果、ガバメント・クラウドとして採用したクラウドサービス名称（クラウドサービス提供事業者名を含む。）については、ウェブサイト等で公開します。不採用となったクラウドサービスについては、その旨を不採用とした理由とともに提案者へ通知します。

(3) スケジュール

令和4年

9月12日： 公募開始

9月26日： 公募締切

10月上旬（予定）： 契約先決定、公表